

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次に掲げるもののうち、電波法に規定する「無線局」の定義として正しいものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人及び無線設備の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 2 無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 3 無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 免許人、無線設備及び無線設備の操作又はその監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 5 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A - 2 無線局の予備免許中における指定事項等の変更に関する次の記述のうち、電波法の規定に照らし誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、工事落成の期限を延長することができる。
- 2 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 3 工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法に定める技術基準に合致するものでなければならない。
- 4 予備免許を受けた者は、総務大臣の許可を受けて、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更することができる。

A - 3 無線局の予備免許を受けた者が、工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしないときは、総務大臣はどんな措置をとるか、電波法の規定により正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許を拒否する。
- 2 6箇月間無線局の免許を与えない。
- 3 速やかに当該工事を落成するよう指示する。
- 4 新たに無線局の免許を申請するよう指示する。
- 5 工事落成の期限の延長を申請するよう指示する。

A - 4 次の記述は、申請による指定事項の変更に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は第8条の予備免許を受けた者が□A□の指定の変更を申請した場合において、□B□と認めるときは、その指定を変更することができる。

- | A | B |
|--------------------------------|------------------|
| 1 通信の相手方、通信事項、無線設備又は無線設備の設置場所 | 電波の規整その他公益上必要がある |
| 2 通信の相手方、通信事項、無線設備又は無線設備の設置場所 | 混信の除去その他特に必要がある |
| 3 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間 | 電波の規整その他公益上必要がある |
| 4 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間 | 混信の除去その他特に必要がある |

A - 5 次の記述は、電波の型式の表示について述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし、その内容が誤っているものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 「F1B」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの及び伝送情報の型式が電信であって自動受信を目的とするものを表示する。
- 2 「A3E」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって両側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のものを表示する。
- 3 「F3F」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がテレビジョン（映像に限る。）のものを表示する。
- 4 「H3E」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって低減搬送波による単側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がファクシミリのもをを表示する。
- 5 「G7D」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって位相変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式がデータ伝送、遠隔測定又は遠隔指令のものを表示する。

A - 6 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（□Aをいう。以下同じ。）が別表第2号の3の2に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) □B以下の無線局の無線設備
- (2) 移動する無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□Cにおいて、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 電界強度、磁界強度及び電力束密度	規格電力が50ミリワット	発生した場合
2 電界強度、磁界強度及び電力束密度	平均電力が20ミリワット	発生し、又は発生するおそれがある場合
3 電界強度及び磁界強度	平均電力が50ミリワット	発生し、又は発生するおそれがある場合
4 電界強度及び磁界強度	規格電力が20ミリワット	発生した場合

A - 7 次の記述は、高压電気に対する安全施設について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高压電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧□Aを超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から□B以上のものでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) □Bに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に□C位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、□D以外の者が出入りしない場所にある場合

A	B	C	D
1 750ボルト	2.5メートル	触れない	無線従事者
2 750ボルト	3メートル	接近できない	取扱者
3 900ボルト	2.5メートル	接近できない	無線従事者
4 900ボルト	3メートル	触れない	取扱者

A - 8 次の記述は、送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子について、無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、次の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 発振周波数が□Aの水晶発振回路により又は□Bによりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。
- (2) 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の□Cその温度変化の許容値を正確に維持するものであること。

A	B	C
1 試験用	その精度を確かめる試験機器	温度係数に応じて
2 試験用	これと同一の条件の回路	温度係数にかかわらず
3 当該送信装置	その精度を確かめる試験機器	温度係数にかかわらず
4 当該送信装置	これと同一の条件の回路	温度係数に応じて

A - 9 無線局は、自局に対するモールス無線電信による呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確かであるときは、どうしなければならないか、無線局運用規則の規定により正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 「VVV」及び自局の呼出符号を送信して、呼出しの反復を喚起しなければならない。
- 2 応答事項のうち「DE」及び自局の呼出符号を送信して、直ちに応答しなければならない。
- 3 その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRA?」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 5 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRZ?」を使用して、直ちに応答しなければならない。

A - 10 次の記述は、アマチュア局がモールス無線通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときに順次送信すべき事項を、無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

□ A	又は	□ B	若しくはQ S Y	1回
変更によって使用しようとする周波数(又は電波の型式及び周波数)				1回
? (「□ B」を送信したときに限る。)				1回

- | | A | B |
|---|-------|-------|
| 1 | Q S X | Q S U |
| 2 | Q S X | Q S W |
| 3 | Q S U | Q S W |
| 4 | Q S U | Q S U |
| 5 | Q S S | Q S W |

A - 11 次の記述は、無線局がモールス無線通信において、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときに順次送信すべき事項を、無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

□ A	3回
□ B	1回
□ C	3回

- | | A | B | C |
|---|-------|-----|---------|
| 1 | V V V | D E | 自局の呼出符号 |
| 2 | V V V | C Q | Q R K ? |
| 3 | E X | D E | V V V |
| 4 | E X | C Q | Q S A ? |
| 5 | E X | D E | 自局の呼出符号 |

A - 12 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電気通信業務又は□ A の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、□ B 、気象業務、□ C 若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。
の未遂罪は、罰する。

- | | A | B | C |
|---|--------|-------|-----------------|
| 1 | 放送 | 治安の維持 | 電気事業に係る電気の供給の業務 |
| 2 | 放送 | 災害の防止 | ガス事業に係るガスの供給の業務 |
| 3 | 宇宙無線通信 | 環境の保全 | 航空交通管制業務 |
| 4 | 宇宙無線通信 | 電波の監視 | 電波天文業務 |

A - 13 次の記述は、無線従事者の免許を与えないことができる場合について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- (1) 第9章(罰則)の罪を犯し□ A に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から□ B を経過しない者
- (2) 第79条(無線従事者の免許の取消し等)第1項第1号(電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときのことをいう。)又は第2号(不正な手段により免許を受けたときのことをいう。)の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から□ B を経過しない者
- (3) □ C 欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

- | | A | B | C |
|---|--------|----|--------|
| 1 | 懲役又は禁こ | 2年 | 身体に |
| 2 | 懲役又は禁こ | 1年 | 著しく心身に |
| 3 | 罰金以上の刑 | 2年 | 著しく心身に |
| 4 | 罰金以上の刑 | 1年 | 身体に |

A - 14 次の記述は、電波の発射の停止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して□A電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を□Bさせなければならない。

総務大臣は、の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□Cしなければならない。

- | A | B | C |
|----------|--------|--------|
| 1 期間を定めて | 臨時に発射 | の停止を解除 |
| 2 期間を定めて | 試験的に発射 | その旨を通知 |
| 3 臨時に | 臨時に発射 | その旨を通知 |
| 4 臨時に | 試験的に発射 | の停止を解除 |

A - 15 次に掲げるもののうち、アマチュア局の免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、電波法の規定により総務大臣が当該アマチュア局に対して行うことがある処分に該当するものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 再免許を拒否する。
- 2 3箇月以内の期間を定めて運用の停止を命ずる。
- 3 6箇月以内の期間を定めて電波の型式を制限する。
- 4 3箇月以内の期間を定めて通信の相手方又は通信事項を制限する。

A - 16 次の記述は、免許又は登録（以下「免許等」という。）を要しない無線局及び受信設備に対する監督について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、第4条第1号から第3号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する□Aが他の無線設備の機能に□B障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする□Cについて の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を□Dさせることができる。

- | A | B | C | D |
|---------------|----------|-------------|----|
| 1 電波若しくは高周波電流 | 重大な | 受信設備 | 撤去 |
| 2 電波若しくは高周波電流 | 継続的かつ重大な | 受信設備以外の受信設備 | 検査 |
| 3 電波 | 重大な | 受信設備以外の受信設備 | 撤去 |
| 4 電波 | 継続的かつ重大な | 受信設備 | 検査 |

A - 17 次の記述は、電気通信の秘密に関する国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、国際通信の秘密を確保するため、□をとることを約束する。

- 1 使用される無線通信のシステムを改善する措置
- 2 技術開発の状況が許す限り、技術的に可能な措置
- 3 使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置
- 4 電波の監視の強化等無線通信の秩序の維持に必要な措置

A - 18 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯を1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 14,000kHz～14,350kHz
- 2 14,350kHz～14,550kHz
- 3 14,550kHz～14,650kHz
- 4 14,650kHz～14,850kHz
- 5 14,850kHz～14,950kHz

A - 19 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、意味を隠すために□Aされたものであってはならない。

アマチュア局は、□Bに限って、□Cの伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

- | A | B | C |
|--------|------------|------------------|
| 1 略符号化 | 緊急時及び災害救助時 | 人命又は財産の保護に係る国際通信 |
| 2 略符号化 | 緊急時 | 第三者のために国際通信 |
| 3 暗号化 | 緊急時及び災害救助時 | 第三者のために国際通信 |
| 4 暗号化 | 緊急時 | 人命又は財産の保護に係る国際通信 |

A - 20 次の記述は、アマチュア業務について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

アマチュア局の最大電力は、□Aが定める。

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の□B一般規定は、アマチュア局に適用する。

主管庁は、□Cにアマチュア局が準備できるよう、また、通信の必要性を満たせるよう、必要な措置を取ることが奨励される。

- | A | B | C |
|------------|----------|-------|
| 1 関係主管庁 | すべての | 災害救助時 |
| 2 関係主管庁 | 技術特性に関する | 緊急時 |
| 3 国際電気通信連合 | すべての | 緊急時 |
| 4 国際電気通信連合 | 技術特性に関する | 災害救助時 |

B - 1 次の記述は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の廃止等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

免許人は、その無線局を□アときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、□イ以内にその免許状を□ウしなければならない。

無線局の免許又は登録がその効力を失ったときは、免許人又は登録人であった者は、遅滞なく□エを撤去しなければならない。の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

の規定に違反して届出をしない者又はの規定に違反して免許状を□ウしない者は、30万円以下の□オに処する。

- | | | | | |
|--------|--------|-------|------|-------|
| 1 送信装置 | 2 廃止した | 3 1箇月 | 4 廃棄 | 5 過料 |
| 6 廃止する | 7 空中線 | 8 10日 | 9 返納 | 10 科料 |

B - 2 次の記述は、受信設備の条件について、電波法及び無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

受信設備は、その□ア又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。

に規定する□アが他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい□イを使用して測定した場合に、その回路の電力が□ウ以下でなければならない。

その他の条件として受信設備は、なるべく次に適合するものでなければならない。

- (1) □エが小さいこと。
- (2) 感度が十分であること。
- (3) 選択度が適正であること。
- (4) □オが十分であること。

- | | | | | |
|-------------|------------|---------------------------|--------|--------|
| 1 副次的に発する電波 | 2 空中線結合回路 | 3 4ナノワット | 4 内部雑音 | 5 安定度 |
| 6 擬似空中線回路 | 7 4マイクロワット | 8 総合歪率 <small>ひずみ</small> | 9 誘導電流 | 10 了解度 |

B - 3 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された目的又は□アの範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) □イ (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、□ウ、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状(以下「免許状等」という。)に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状等に記載されたものの範囲内であること。

(2) 通信を行うため□エであること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

□オに違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- | | | | | |
|---------------|---------|-------------|------------------|------------------|
| 1 通信事項 | 2 無線設備 | 3 必要最小のもの | 4 非常の場合の無線通信 | 5 、 、 の(1)又は の規定 |
| 6 非常通信 | 7 最適なもの | 8 無線設備の設置場所 | 9 通信の相手方若しくは通信事項 | |
| 10 、 、 又は の規定 | | | | |

B - 4 次に掲げるもののうち、電波法及び電波法施行規則の規定によりアマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。)に備え付けておかなければならない書類に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

ア アマチュア局の局名録

イ 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則

ウ 無線設備の設置場所の変更申請書の添付書類の写し

エ 免許状

オ 無線検査簿

B - 5 次の記述は、有害な混信の定義について、国際電気通信連合憲章の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の□アの運用を□イし、又は□ウに従って行う□エの運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを□オし若しくは□イする混信をいう。

- | | | | | |
|-------------|----------|----------|--------|-------|
| 1 その属する国の法令 | 2 無線通信規則 | 3 一時的に発生 | 4 特別業務 | 5 妨害 |
| 6 反覆的に中断 | 7 無線通信業務 | 8 電気通信業務 | 9 安全業務 | 10 制限 |